

議案第 26 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 10
1 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「納期限までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。